

民事の首席書記官及び刑事の首席書記官又は首席書記官を置く簡易裁判所の指定について

平成16年2月27日総一第91号高等裁判所長官，  
地方，家庭裁判所長あて総務局長通知

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁判所規則第9号）第3条第2項の首席書記官を置く簡易裁判所として下記の簡易裁判所が指定され，いずれも平成16年4月1日から実施されます。  
なお，下記の簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から通知してください。

記

（省略）

編注 平成16年4月1日現在の指定庁は，次のとおりである（次の総務局長通知参照）。

平成6年7月21日総一第204号

（民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を置く簡易裁判所）  
東京簡易裁判所  
（首席書記官を置く簡易裁判所）  
大阪簡易裁判所  
名古屋簡易裁判所  
福岡簡易裁判所  
札幌簡易裁判所